

千曲市事業継続力強化計画策定推進事業要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千曲市商工業振興条例（平成15年条例第168号。）及び千曲市商工業振興条例施行規則（平成15年規則第97号。以下第6条において「規則」という。）に定めるもののほか、市内中小企業者や中小企業団体等が災害等に際して事業を継続するために行う事業継続力強化計画策定に対する助成金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(言葉の定義)

第2条 この要領において、各号に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 支援協力機関 SDGs推進に関する包括連携協定（令和3年5月26日締結）に基づいて防災・減災及びリスクマネジメント等に関する支援を行う「三井住友海上火災保険株式会社」及び三井住友海上火災保険株式会社が指定する組織・個人をいう。
- (2) 敷地内 特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所及びこれに連続した土地で、同一の保険契約者又は被保険者によって占有されているものをいう。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなす。
- (3) 事業所等 工場、事務所、店舗、倉庫をいう。
- (4) 事業継続力強化計画 中小企業庁が策定した防災・減災の事前対策に関する計画で、経済産業大臣が認定したものをいう。
- (5) 商品、製品等 商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、並びに副産物又は副資材をいう。
- (6) 水災補償 台風、暴風雨、並びに豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等で受けた損害に対する補償をいう。
- (7) 設備、什器等 設備、装置、機械、器具、工具、並びに什器又は備品である動産をいう。
- (8) 建物 土地に定着し、屋根及び柱又は壁を有するものをいう。（門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、並びに物干等の屋外設備・装置を除く。）
- (9) 建物外商品・製品等 建物内に収容されない設備・什器等をいう。（屋外設備・装置内に収容される設備・什器等を含む。）

(10) 保険等 火災保険契約または共済契約をいう。

(11) 保険料等 事業者が保険等の契約に基づいて払い込むべき金銭をいう。

(助成の対象となる事業者)

第3条 助成金の交付対象となる者（以下「助成事業者」という。）は、市内に事業所等を有する中小企業者及び中小企業団体等で、次の全ての要件を満たすものとする。

(1) 中小企業庁が創設した事業継続力強化計画を策定又は更新し、経済産業大臣の認定を受けたもの

(2) 市内の事業所建物又は当該事業所等敷地内の設備・什器等及び商品・製品等に対する水災補償を含む事業者向け保険等に加入したもの

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次に掲げるものの1年分の合計額とする。

(1) 市内の事業所等を対象とする水災補償を含めた建物に係る保険料等

(2) 市内の事業所等の敷地内を対象とする水災補償を含めた設備・什器等、商品・製品等、及び建物外商品・製品等、建物外設備・什器等に係る保険料等

(3) 市内の事業所等が損害を受けるなどして、休業又は営業が阻害されたことによって生じた損失等の補償に係る保険料等（水災補償が含まれていることを条件とする）

2 助成対象経費に係る保険料を複数年一括払いとしているものにあつては、合計額を当該年数で除した額とする。

3 保険を複数に分けて、契約している場合については、すべての保険契約を合算して1申請とする。

4 前項の場合は、水災補償を含めている保険契約が対象となる。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、前条各号の助成対象経費の合計額に100分の5を乗じた額とし、10万円を限度とする。ただし、助成金の額が千円未満の場合は、これを助成事業とはしないものとする。

(助成事業の認定)

第6条 助成事業の認定を受けようとする助成事業者（以下「申請者」という。）

は、規則第5条に規定するもののほか、次に掲げる書類を提出するものとする。なお、申請事業者に対して、千曲市及び支援協力機関より連絡がいく場合がある。

(1) 事業継続力強化計画の認定書の写し

(2) 水災補償を含む事業者向け保険の保険証券の写し

加入している事業者向け保険等の証券の写し（水災補償されていることが必要）

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を支援協力機関とともに審査し、規則第4条第1項に規定する事業内容に適合すると認められる場合は、助成事業として認定し、申請者に通知するものとする。

（助成事業の完了時期）

第7条 助成事業の完了時期は次のとおりとする。

(1) 助成対象経費となる保険料の支払い方法が月払いである助成事業者にあっては、助成事業の認定月の支払い分から起算して12か月分の支払いを完了したとき。

(2) 助成対象経費となる保険料の支払い方法が単年又は複数年一括払いである助成事業者にあっては、当該保険料の支払いを完了したとき。

附 則

この要領は、令和5年6月1日から施行する。